

公売物件明細書



お問い合わせ先

長野原町役場 税務課 公売担当

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1

電話0279-82-2247

ホームページ <http://www.town.naganohara.gunma.jp>

群馬県吾妻郡長野原町

物 件 明 細 書			
売却区分の番号	第 3 号	見積価額	金 2 4 3, 0 0 0 円
		公売保証金	金 3 0, 0 0 0 円
財産の表示 (土地)			
所在	群馬県吾妻郡長野原町大字応桑字新田原		
地番	1 6 9 9 番 1 4 6		
地目	山林 現況：雑種地		
地積	3 5 6 m ²		
(以上登記簿による表示)			
物件の位置	当該地域は、浅間山の北麓に広がる浅間高原地帯の北部に位置し、標高約930mから940mと比較的標高が低い地域に開発された小規模の別荘が多くみられる別荘地である。		
公法上の規制	・開発の内容により、長野原町開発事業等の適正化に関する条例及び、長野原町景観条例の適用があります。不明な点は長野原町役場建設課管理国土調査係までお問い合わせください。（電話0279-82-3010） ・土砂災害防止法による土砂災害警戒区域には含まれていません。 ・埋蔵文化財包蔵地には、該当していません。なお、当地は「堂光原遺跡N0184」「チガヤ遺跡N0214」に近接しているため、掘削を伴う開発を行う場合は、再協議にご協力お願いします。詳しくは長野原町役場教育課文化財係（0279-82-4517）へお問い合わせください。 ・当該土地で伐採をする場合は、伐採届が必要になります。詳しくは農林課（0279-82-3035） ・対象地域内に建物を建てる場合は、群馬県中之条土木事務所の指導に従う必要があります。（建築基準法により確認申請が必要） ・上水道及び下水道については、長野原町役場上下水道課へお問い合わせください。（上水道0279-82-3025、下水道0279-82-3026）		
接道状況	・町道 9－1 6 号線にほぼ等高で接面している。 ・町道と敷地の間に、土砂の堆積した側溝がある。		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦	
	画地条件	間口：約15m、奥行：約22m	
	形状	土地見取図のとおり	
使用状況等	手入れがされておらず、雑草、樹木を繁茂させた状態で所有者が占有しています。		
特記事項	・買受人は、別荘管理会社と管理契約を締結し年間23,410円（税別）を負担する必要があります。 ・建物建築後は、年額36,000円（税別）が別途必要。 ・建物建築・改築時に工事負担金が、工事請負代金により必要になります。 ・工事請負金額（税抜）が1,000万円未満、工事請負金額（税抜）の2.0%（税別） ・工事請負金額（税抜）が1,000万円以上1,500万円未満、工事請負金額（税抜）の2.5%（税別） ・工事請負金額（税抜）が1,500万円以上の場合、工事請負金額（税抜）の3.0%（税別） ・別荘管理費の契約については、紀州鉄道株式会社（03-3527-2794）へお問い合わせください。（管理規定契約書は、公売入札期間中税務課窓口で閲覧できます。）		
	1. 長野原町は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2. 長野原町は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、鍵の引渡等についても、すべて買受人自身で行ってくださ		

注意事項	い。 3. 長野原町は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 4. 権利移転に必要な書類は、買受代金納付期限までに執行機関に提出して下さい。 5. 権利移転に要する費用（登録免許税等）は買受人の負担となります。 6. 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 7. 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っておりません。 8. 境界は、隣接地所有者と協議してください。 9. 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。したがって、所有権取得後の財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 10. 売却決定は、「入札価格」欄に記載した金額により行います。 11. 公売財産が不動産等の場合、最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第104条の2） 12. 次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価格」欄に記載された金額により行います。 13. 見取り図等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺、位置・写真等は実際と異なる場合があります。 14. 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、関係公簿等を閲覧したうえで入札してください。 15. 暴力団員等でないことの陳述書を、長野原町役場税務課宛て提出してください。提出が無い場合は、入札ができません。 16. 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。 17. 期限までに買受代金の納付が無い場合は、公売保証金は没収となります。 18. 期限までに故意に買受代金の納付をしない買受人は、以後2年間、長野原町の公売に参加することができません。 19. 売却決定日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。 20. 長野原町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加できません。 21. 地方税法に基づき、不動産取得税及び固定資産税が課税されます。
その他事項	本物件は、消費税法上の非課税財産です。
問い合わせ先	長野原町役場 税務課 公売担当 電話 0279-82-2247（直通）

公売財産周辺地の概要図

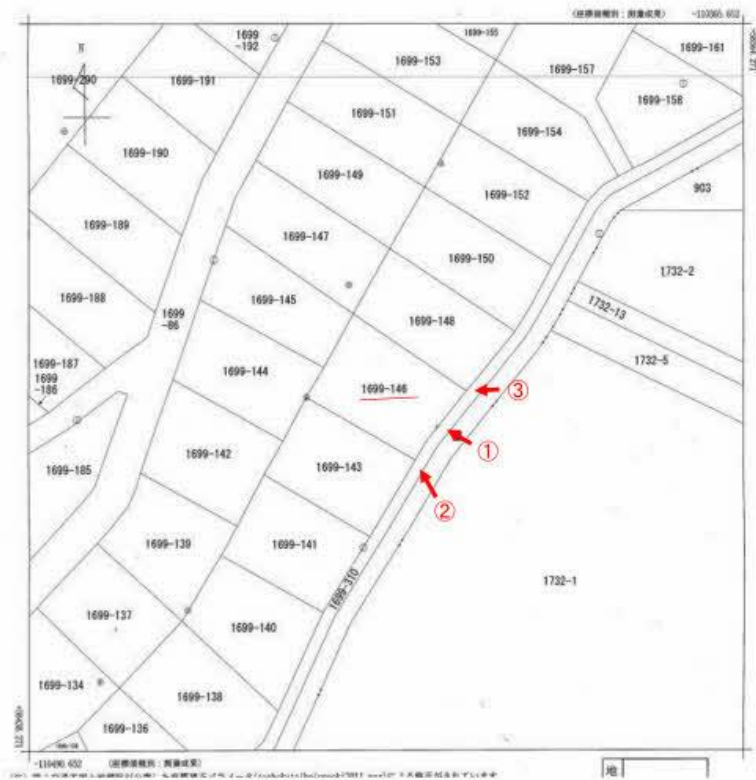
売却区分 の 番 号	第3号
公売財産周辺地の概要図	
案内図 	

土地の見取図

売却区分 の 番 号	第3号
---------------	-----

土地の見取図

土地の見取図



売却区分
の 番 号

第3号

写

真

「土地の見取図」矢印①方向より撮影



「土地の見取図」矢印②方向より撮影



売却区分
の 番 号

第3号

写 真

「土地の見取図」矢印③方向より撮影

